

下記のとおり質問します

工事名(淡路市公共施設等照明設備LED化ESCO事業)

NO	質疑	回答
1	<p>募集要項 2頁 参加条件 (1)参加形態イ</p> <p>「単体企業で応募する場合は、本市の区域内に本店(本社)があること。」とありますが、単体企業として応募する場合に限られる条件であり、グループでの応募の場合は、全構成員が淡路市の区域内に本店を有していなくても差し支えないという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2	<p>募集要項 2頁 参加条件 (4)参加資格</p> <p>「統括役割を担う者は(エ) 経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。」とありますが、例えば、直近3期の経常利益が『黒字 → 赤字 → 黒字』の場合は要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。逆に『赤字 → 赤字 → 赤字』のように3期連続で赤字となっている場合のみ、要件を満たさないという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
3	<p>募集要項 5頁 質問の受付及び回答</p> <p>提出期間中であれば質疑は何回でも提出してもよいという認識でよろしかったでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
4	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>グループで参加する場合3ESCO事業又は大規模な照明設備LED化事業実施実績一覧表、4財務諸表につきましては、統括役割のみの提出でしょうか、全ての構成員が提出でしょうか。</p>	統括役割を担う者のみ提出ください。
5	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>参加表明書について、印鑑を押すところがありませんが、全様式押印レスという認識でよろしかったでしょうか。また、押印が必要な場合、質問回答後の押印となると参加表明書類提出期限に間に合わない可能性があります。その場合、押印が必要な書類のみ後日提出という形でもよろしいでしょうか。</p>	<p>参加申請にかかる様式について、押印が必要となるのは関心表明書(様式3-4)のみです。</p> <p>押印は参加表明書提出期限に間にあわせてください。</p>

6	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>関心表明書の提出は、あくまでも本事業に関心のある企業を把握することを目的としており、提出した企業が、事業者選定後に必ず一次下請けとして事業スキームに参画しなければならないというものではないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>関心表明書を提出した一次下請業者は、必ず事業に参画してください。</p>
7	<p>募集要項 7頁 ウォークスルー調査</p> <p>ウォークスルー調査で確認できる施設はこちらで希望を出すことはできますでしょうか。また実施期間内であれば何日かに分けて調査させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>希望施設を提出いただけます。実施期間内であれば何日かに分けて調査いただけます。</p>
8	<p>募集要項 6頁 参加申請 (1)提出書類及び提出部数</p> <p>電子メールを記入する欄がございますが、ここには各社代表者のメールアドレスではなく、担当者のメールアドレスを記入するという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>募集要項 8頁 企画提案書の提出</p> <p>提案書には導入予定のLED 照明の入仕様書(外形、消費電力等記載あり)が必要であるとの認識です。その場合、提出書類は両面印刷で40ページを超える可能性がありますが、納入仕様書は40ページに含まないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>募集要項 8頁 企画提案書の提出</p> <p>企画提案者名を記載しないこととありますが、機器のメーカーについては記載してもいいという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>機器・工事仕様書 2頁 事業内容</p> <p>「別紙2「照明器具一覧表」に記載している既設照明器具の数量及び仕様等は参考とする。」とありますが、別紙2はどこに掲載がありますでしょうか。</p>	<p>誤 別紙2「照明器具一覧表」 正 様式4-6「施設別内訳」の既存照明項目</p>

12	<p>機器・工事仕様書 2頁 事業内容</p> <p>① 「対象施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に」とありますが、ウォークスルー調査は立入可能な部屋のみでの調査となること、事業者で確認できる箇所が違うことが予想されるため、ウォークスルー調査で様式4-6の既存照明と設置状況が異なっても様式4-6の既存照明を正とする認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>② 様式4-6と配布資料の図面は相違がありますでしょうか。相違があった場合についても様式4-6を正とする認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>③ 工事費の積算についても現地確認で得た情報をもとに積算すると、事業者で同等の現地情報を取得することができず、工事費算出結果が各社異なることが予想されます。そのため、提案書提出資料は現地確認で得た情報は積算対象外とし、図面から得た情報のみで積算し、費用が増減する分については事業者選定後、別途協議でよろしかったでしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②お見込のとおりです。</p> <p>③事業者決定後の金額の増減は原則認められません。</p>
13	<p>機器・工事仕様書 3頁 納入物件</p> <p>「受注者は電子媒体(CAD、TIFF、PDF、Excel等)で照明設備台帳、施工図面(プロット図程度)、施工写真(着手前、着手後の代表写真程度)、メーカー機器完成図、関係官庁届出書類及び省エネルギー効果の検証結果を提出すること。」とありますが、施工図面については完成図書として適切な品質が求められると認識しております。そのため、施工図面を簡易的にExcel等で作成するのではなく、CADなどの設計ソフトウェアを用いて正式な図面として作成し、それをPDF形式に変換して提出するとの認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおりです。</p>
14	<p>機器・工事仕様書 3頁 LED照明の仕様</p> <p>「別紙①対象施設一覧表に示す既設照明器具と同等以上のLED照明を調達すること。」とありますが、別紙1には既設照明器具が示されておりません。どの資料をもって既設照明器具と同等以上のLED照明を選定・調達すればよろしいでしょうか。</p>	<p>様式4-6「施設別内訳」の既存照明項目参照</p>

15	<p>機器・工事仕様書 5頁 LED照明の仕様 (4)高天井器具</p> <p>「屋内運動場等における高天井LED照明の昇降装置については、安全を考慮して撤去すること。」とありますが、昇降装置にオートリフター制御盤は含まれないとの認識でよろしかったでしょうか。既設オートリフター制御盤は壁面埋設等の状況が想像され、撤去後の復旧工事が意匠等を勘案すると提案時点では工事費の積算が困難であると想像されます。 提案時点では、一旦電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去し操作不要等の掲示をすとの工事費積算で問題ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
16	<p>機器・工事仕様書 6頁 LED照明の仕様 (6)その他</p> <p>「ダウンライト、スポットライト、ブラケット及びガーデン灯等で、白熱球又は蛍光球をLED球に交換することにより容易にLED化できるものは、球交換で対応することができる。ただし、球交換で対応する場合は施工図面でその旨を示し、本市の承諾を得ること。」とありますが、淡路市さまからの承諾を得るのは提案書提出前でしょうか。 正常かつ安全な使用の観点からは器具ごとの交換が望ましいと考えられますが、球交換で対応することにより、評価配点が高くなるという可能性はあるのでしょうか。</p>	<p>承諾を得るのは企画提案書提出前ではありません。</p> <p>LED照明の交換方法によって評価点が変わることはありません。</p>
17	<p>様式4-6</p> <p>様式4-6について、産廃費は工事代に含むという認識でよろしかったでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
18	<p>様式4-6</p> <p>【様式4-6】浦保育園のLED照明色温度と必要光束(N列、O列)に異なった数値が入力されていると考えられます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。宜しければ資料差し替え又は適正な数値をご教授ください。</p>	<p>修正版(【様式4-3,4-5,4-6】C施設群)を配布いたします。</p>